

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の認可

水産課

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

### 【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

〃

〃

○ 落札者等の決定

用度課

〃

〃

### 【企業局】

○ 岡山県局用自動車管理規程の一部改正

総務企画課

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

〃

○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

〃

（以上県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

令和五年十一月十五日

訪問看護ステーションわたぼうし

真庭市本郷一八一九

令和五年十二月一日

アイ薬局

笠岡市五番町五―一

令和五年十二月三十一日

アルファ薬局 小田店

小田郡矢掛町小田五五三七―一〇

令和六年一月一日

アイ薬局 総社店

総社市中央二―二―一一

令和六年一月九日

# 令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

## ◎岡山県告示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十條第一項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則を認可した。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 吉井川南部漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権

#### 1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 吉井川南部漁業協同組合

(2) 所在地 和气郡和气町和气一七五―一

#### 2 漁業権の免許番号

内共第一号

#### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市、備前市、瀬戸内市及び赤磐市の各市役所並びに和气町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

### 二 吉野川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権

#### 1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 吉野川漁業協同組合

(2) 所在地 美作市松脇六一―五

#### 2 漁業権の免許番号

内共第二号

#### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市及び美作市の各市役所並びに勝央町、奈義町、西粟倉村及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

### 三 吉井川漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権

#### 1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 吉井川漁業協同組合

(2) 所在地 津山市押入一二三〇

#### 2 漁業権の免許番号

内共第三号

#### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

### 四 加茂郷漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権

#### 1 漁業権者の名称及び所在地

# 令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

- 1 名称 加茂郷漁業協同組合
- (2) 所在地 津山市加茂町桑原五五
- 2 漁業権の免許番号  
内共第四号

3 認可に係る内容  
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日  
令和六年一月一日

五 久田川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 久田川漁業協同組合
- (2) 所在地 苫田郡鏡野町井坂四五―二
- 2 漁業権の免許番号  
内共第五号

3 認可に係る内容  
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日  
令和六年一月一日

六 奥津川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 奥津川漁業協同組合
- (2) 所在地 苫田郡鏡野町奥津川西二四四―一
- 2 漁業権の免許番号  
内共第六号

3 認可に係る内容  
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日  
令和六年一月一日

七 旭川南部漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 旭川南部漁業協同組合
- (2) 所在地 岡山市北区建部町福渡八五九―一
- 2 漁業権の免許番号  
内共第七号

3 認可に係る内容  
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市役所並びに久米南町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日

# 令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

令和六年一月一日

八 旭川中央漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川中央漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市勝山八一三―一

2 漁業権の免許番号

内共第八号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、真庭市役所並びに新庄村、鏡野町、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

九 湯原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 湯原漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市豊栄一五二八

2 漁業権の免許番号

内共第九号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十 旭川北漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川北漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市蒜山上長田三七五―一

2 漁業権の免許番号

内共第十号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十一 高梁川漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 高梁川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市鉄砲町五二

2 漁業権の免許番号

内共第十一号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

# 令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに倉敷市、総社市及び高梁市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

## 十二 小田川漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権

### 1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 小田川漁業協同組合
- (2) 所在地 小田郡矢掛町小林四二五

### 2 漁業権の免許番号

内共第十二号

### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、倉敷市及び井原市の各市役所並びに矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

## 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

## 十三 芳井町漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権

### 1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 芳井町漁業協同組合
- (2) 所在地 井原市芳井町与井一三―一

### 2 漁業権の免許番号

内共第十三号

### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

## 十四 成羽川漁業協同組合内共第十四号及び第十五号第五種共同漁業権

### 1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 成羽川漁業協同組合
- (2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

### 2 漁業権の免許番号

内共第十四号及び第十五号

### 3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

## 十五 成羽川漁業協同組合内共第十六号第五種共同漁業権

### 1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名 称 成羽川漁業協同組合
- (2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

### 2 漁業権の免許番号

# 令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

内共第十六号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十六 新見漁業協同組合内共第十七号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 新見漁業協同組合

(2) 所在地 新見市金谷一―三七―二

2 漁業権の免許番号

内共第十七号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十七 番川漁業協同組合内共第十八号及び第十九号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 番川漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市北区政津七〇三

2 漁業権の免許番号

内共第十八号及び第十九号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十八 児島湾淡水漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三―六

2 漁業権の免許番号

内共第二十号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十九 児島湾淡水漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合
  - (2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三―六
- 2 漁業権の免許番号  
内共第二十一号
- 3 認可に係る内容  
次のとおりとする。
- 4 「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。」
- 4 遊漁規則の施行の日  
令和六年一月一日



◎岡山県告示第十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 白	一台	岡山県警察〇一P〇八九七〇
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野H一〇九七六
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 緑	二台	不明
十インチ 黒	一台	岡山市け一二九 七五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和五年十一月十日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一―三二二一

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

〔一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡勝央町田井 地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量 及び路線測量）	測量の種類
令和五年十二月二十日	終了年月日

〔一二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇二三号 令和五年十一月二 日	苫田郡鏡野町布原字七番丁場六三 四番	六・〇〇	七一・〇六

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

〔二三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇一七号 令和五年十二月二 十七日	勝田郡勝央町岡字大池六一二番 三、六一二番四の一部、六一二番 六の一部	六・〇〇	六一・一四

〔一四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。  
令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量  
ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局） 二百七十一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局用度課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日  
令和五年十一月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
Gateシステムズ株式会社  
岡山市北区下中野七〇八番地一〇七号
- 五 落札金額  
二六、八五三、三八七円（うち消費税額及び地方消費税の額二、四四一、二二七円）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札公告日  
令和五年十月十七日

〔一五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。  
令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量  
ノート型パーソナルコンピュータ（教育庁）十五型以上 六百八十五式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局用度課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日  
令和五年十一月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
NECフィールディング株式会社 岡山支店  
岡山市北区新屋敷町一丁目一番一八号
- 五 落札金額  
五四、八二四、六六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、九八四、〇六〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札公告日  
令和五年十月十七日

◎岡山県企業訓令第一号

企 業 局 一 般

岡山県局用自動車管理規程（昭和五十年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年一月十二日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

第十一条中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月十二日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。



◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月十二日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項35中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。